

施工箇所が点在する工事の間接費の積算の適用拡大について

技術企画課

1 経緯

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれ発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離があるため、施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する場合は、間接工事費を箇所毎に算出する施工箇所点在型積算を平成28年4月から導入している。

2 今回の特例措置

○対象工事

公共三部が発注する工事。ただし、建築工事及び通年維持工事等を除く。

⇒現行と同様

○適用条件

施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する場合

⇒施工箇所が複数あり、**施工箇所が1km程度に満たなくても**、建設機械を複数箇所に運搬する場合や交通規制等がそれぞれ発生する場合

○適用方法

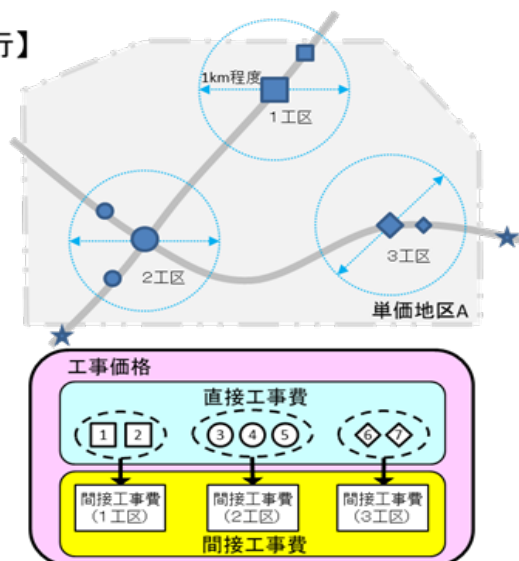
入札公告等に記載する。

○適用期間

平成31年5月7日以降に入札公告等を行う工事に適用し、当分の間の運用とする。

3 参考

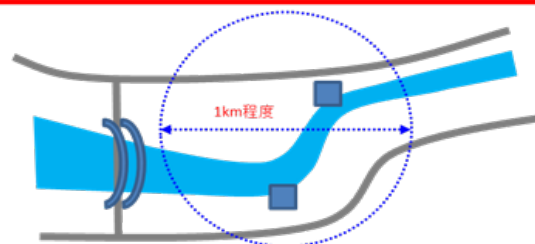
【現行】



・直近の施工箇所が1km程度以上離れている場合は、別箇所として積算する。

【今回の特例措置】

・地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が1km程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。



・直近の施工箇所が1km程度以上離れていない場合でも別箇所として積算する。